

滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護法施行条例

〔令和5年2月7日滋賀県市町村職員研修センター条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者および監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成および送付に必要な費用は、開示請求者の負担とする。

(滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護審査会の設置)

第4条 次に掲げる事務を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、滋賀県市町村職員研修センター個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(3) 滋賀県市町村職員研修センター議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(審査会への諮問等)

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、法およびこの条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。